

平成 2 7 年 9 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日 開会

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日 閉会

平成 2 7 年 9 月 東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 2 時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案の上程

議案第 1 号 平成 2 6 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

議案第 2 号 平成 2 6 年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区
ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第 3 号 平成 2 6 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物
処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設
に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する
条例の制定について

議案第 5 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案質疑

日程第 7 討論、採決

日程第 8 閉 会

出席議員（9名）

1番	石上允康君	2番	鎌倉金君
3番	釜谷藤男君	4番	景山岩三郎君
5番	島田和雄君	6番	伊藤保君
7番	栗田剛一君	8番	荻谷進一君
9番	浅野勝義君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明 智 忠 直 君
副 管 理 者	太 田 安 規 君
副 管 理 者	越 川 信 一 君
事 務 局 長	鈴 木 浩 昌 君
会 計 管 理 者	高 木 松 夫 君
施 設 整 備 課 長	鴨 作 勝 也 君
施 設 整 備 課 主 査	宮 内 雄 治 君
総 務 課 副 主 査	石 毛 好 美 君

事務局出席者

書	記	相 澤	薫
書	記	小 澤	隆

○事務局長（鈴木浩昌君） それでは、会議の前に、配付資料の確認をさせていただきます。議案第1号から第5号及び平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合決算に係る主要な施策の成果を事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

また、本日、変更後の議事日程、席次表、説明者一覧及び議会終了後に開催の全員協議会資料を各議席に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

ありがとうございました。

開会（午後2時00分）

○議長（石上允康君） ただいまから、平成27年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会します。ただいまの出席議員は、9名でございます。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。



会期の決定

○議長（石上允康君） 日程第2、会期の決定であります。本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（石上允康君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。



会議録署名議員の指名

○議長（石上允康君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行ないます。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、9番 浅野勝義君、2番 鎌倉金君の両名を指名いたします。



議案の上程

○議長（石上允康君） 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（石上允康君） 配付漏れなしと認めます。

日程第４、議案第１号から議案第５号までの５議案を、一括上程いたします。

職員により、議案の朗読をいたします。

○書記（相澤薫） 議案朗読。

○議長（石上允康君） 議案の朗読は終わりました。

管理者から、あいさつを兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） 本日ここに、平成２７年９月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

今回の定例会に提出いたします案件は、５議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げることといたしますが、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

ここで、当組合の近況についてご報告いたします。

はじめに、「銚子連絡道路」の整備促進について、申し上げます。去る５月２５日に匝瑳市八日市場ドームで第１７回銚子連絡道路整備促進地区大会を開催いたしました。皆様には、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、盛大に地区大会を終えることができましたことを、厚くお礼申し上げます。

また、７月９日には、地元選出国會議員、国土交通省、財務省、国土交通省関東地方整備局へ要望活動を行ってまいりました。

次に、職員共同研修事業であります。圏域内職員が公務員として必要な基礎的知識の習得、指導力の増進を図ることを目的に研修を実施しているところであります。本年度も、新任職員研修をはじめ、各種の研修を計画しており、現在まで、２０８名が研修を受講しております。

次に、本年で２４回目となりました中学生海外派遣研修であります。圏域内１５校より３０名の参加をいただき、７月２８日から４泊５日の行程で、シンガポールとマレーシアへ研修に行きまわりました。訪問校では、盛大な歓迎を受け、和やかな雰囲気の中、交歓会を通じ交流を深めることができました。将来、地域を担っていく子供たちが、この貴重な体験を生かし、大きく育っていくことを期待しております。

次に、職員採用試験の受験状況について、ご報告いたします。本年は９月２０日に実施し、５団体、１３職種、３１２名の方が受験し、昨年度と比較し、２２名の減となりました。

次に、ごみ処理広域化推進事業についてご報告いたします。

ごみ焼却施設につきましては、施設の設計・建設・運営の事業方式を検討するため、民間活力導入可能性調査を実施するとともに、建設計画地の環境影響評価に係る現地調査に、本年５月より着手しており、水質、大気質等の季節ごとの調査を平成２８年４月まで継続的に実施してまいります。

次に、最終処分場につきましては、基本計画や周辺の生活環境影響調査などを含めた基本計画等総合支援業務を本年５月に契約し、現在、施設の配置計画の検討や生活環境影響調査の現地調査に取り組んでいるところです。また、境界確認や敷地面積を把握するための測量業務を本年９月に契約したところでございます。

更に、地元の皆様に施設の建設・運営にご理解をいただけるよう、野尻町地区、森戸町の各対策協議会との意見交換会や先進施設見学会を開催し、事業の進捗状況等の情報提供に努めているところであり、今後も協議会との連携を密にし、より一層の信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

一日も早い施設建設の実現に向け、皆様方よりご意見を頂戴しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、近況についての報告とさせていただきます。

今後も、３市と協調を図り、地域の活性化に向けた事業展開を目指していきたいと考えておりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

続いて、本議会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号から議案第３号までは、平成２６年度各会計の決算の認定についてでありまして、議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、平成２６年度東総地区広域市町村圏事務組合 一般会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額 ４，８３３万３，００１円、歳出総額４，６３７万１，２５０円となり、差し引き１９６万１，７５１円となりました。

議案第２号は、平成２６年度 東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額１，１６２万４，０５７円歳出総額１，０４５万９，７８１円となり、差し引き１１６万４，２７６円となりました。

議案第３号は、平成２６年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額１億４，２９８万２，１５３円、歳出総額７，８８５万９，９０４円となり、翌年度へ繰越明許費として財源繰越する

4, 320万4, 000円を差し引いた実質収支は、2, 091万8, 249円となりました。

議案第4号は、東総地区広域市町村圏事務組合 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定についてでありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境調査結果の縦覧等の手続きについて基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第5号は、東総地区広域市町村圏事務組合 監査委員の選任についてでありまして、当組合理約第13条第2項の規定により、監査委員の選任につき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石上允康君） 続いて、議案第1号から議案第3号についての補足説明をさせます。

事務局長。

○事務局長（鈴木浩昌君） それでは、はじめに議案第1号、平成26年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号、平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号、平成26年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について一括して補足説明いたします。お手元の、平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の3ページをお開きください。

はじめに、一般会計の歳入でございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは、合計のみの説明とさせていただきます。歳入合計は、予算現額4, 831万3千円、調定額、収入済額ともに4, 833万3, 001円で不納欠損額、収入未済額はともになく、予算現額と収入済額との比較は2万1円の増でございます。4ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額4, 831万3千円、支出済額4, 637万1, 250円、翌年度繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに、194万1, 750円でございます。歳入歳出差引残額は196万1, 751円でございます。

続きまして7ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目総務費負担金の収入済額4, 507万円は、関係3市からの負担金収入でございます。2款1項1目繰越金の収入済額320万5, 501円は、前年度から

の繰越金収入でございます。３款１項１目雑入の収入済額５万７，５００円は、職員共同採用試験に係る構成市以外の一部事務組合からの参加負担金等でございます。

８ページをお開きください。次に歳出について、主なものをご説明いたします。１款１項１目議会費でございますが、支出済額は３３万９，０６７円で、組合議員に対する報酬、先進施設の視察費等でございます。２款総務費でございますが、支出済額４，６０３万２，１８３円でその主な内訳は、２款１項１目一般管理費、２節給料、３節職員手当等及び４節共済費は事務局長及び総務課職員、計５人分の人件費でございます。

９ページをご覧ください。１１節需用費、支出済額１４万７，２５１円の主なものとしましては、事務用品等の消耗品費が、３万９，７７１円、庁舎の光熱水費が、５万８，４４９円、公用車車検費、冷暖房設備の点検修理費等の修繕料は、１万９，６０２円でございます。１３節委託料、支出済額１２万１，７６１円の主なものとしましては、庁舎の警備委託料４万８，８８８円、組合ホームページの保守・更新委託料２万５，２００円、職員採用試験の作文採点業務委託料１万８，４０５円でございます。１４節使用料及び賃借料、支出済額４万４，３１１円は、有料道路通行料、複合機・電話機等の賃借料でございます。１８節備品購入費、支出済額４万２，５０８円は、老朽化等によりパソコン３台を更新いたしました。なお、その内１台は機器の故障により、予備費より１万２，５０８円を充当し執行いたしました。

１０ページをお開きください。１９節負担金、補助及び交付金、支出済額３万７，１５１円の主なものは、職員採用試験に係る千葉縣市町村総合事務組合への負担金３万４，２５９円でございます。２款１項２目企画費でございますが、１１節需用費、支出済額５万５，２８０円は、毎年３月に各世帯向けに発行している広報紙ふるさと東総の印刷費でございます。２款２項１目監査委員費、支出済額４万５，８８８円は、監査委員２名分の報酬及び旅費でございます。

１２ページをお開きください。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございますが、５の実質収支額は１万９，６２０千円でございます。

１３ページをご覧ください。財産に関する調書については、記載のとおりでございますが、決算年度中の増減は、ございませんでした。一般会計は、以上でございます。

１７ページをお開きください。次に、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計でございます。はじめに歳入でございますが、歳入合計は、予算現額１，１４５万４千円、調定額、収入済額ともに１，１６２万４，０５７円、不納欠損額、収入未済額はともにございません。予算現額と収入済額との比較は、１万７，５７０円の増でございます。

１８ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額

1, 145万4千円、支出済額1, 045万9, 781円、翌年度繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに、99万4, 219円で歳入歳出差引残額は116万4, 276円でございます。

続きまして、21ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金の収入済額5万620円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。2款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金の収入済額900万円は、中学生海外派遣研修や職員共同研修等の事業費に充てるため、基金の取崩し分を繰入れたものでございます。3款1項1目繰越金の収入済額77万940円は、前年度からの繰越金でございます。4款1項1目雑入の収入済額は180万2, 497円で、その主なものは、中学生海外派遣研修に係る参加者30名分の負担金180万円でございます。

22ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目ふるさと振興費の予算現額1, 125万4千円、支出済額1, 045万9, 781円で、不用額は79万4, 219円でございます。このうち、9節旅費は、支出済額681万3, 441円で、その主なものは、中学生海外派遣研修の一般団員・特別団員等37名分の海外渡航費等でございます。13節委託料は、支出済額200万396円で、職員共同研修実施に係る民間事業者への委託費でございます。19節負担金、補助及び交付金は、予算現額、支出済額ともに80万1千円で、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。

23ページをご覧ください。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございますが、5の実質収支額は116万4千円、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続いて、財産に関する調書でございますが、平成26年度ふるさと市町村圏事業費に充てるため、基金から900万円を取り崩しました。決算年度末の現在高は、7, 222万6千円でございます。ふるさと市町村圏事業特別会計については、以上でございます。

27ページをお開きください。次に、一般廃棄物処理事業 特別会計でございます。はじめに歳入でございます。歳入合計は、予算現額 1億6, 458万4千円で、調定額及び収入済額はともに1億4, 298万2, 153円、不納欠損額、収入未済額ともにございません。予算現額と収入済額との比較は、2, 160万1, 847円の減でございます。

28ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額1億6, 458万4千円で、支出済額 7, 885万9, 904円、翌年度繰越額6, 480万5千円、不用額2, 091万9, 096円、予算現額と支出済額

との比較は、８，５７２万４，０９６円でございます。歳入歳出差引残額は、６，４１２万２，２４９円でございます。

続きまして、３１ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。

１項１目衛生費負担金、収入済額８，４４７万３千円は、関係３市からの負担金収入でございます。２款１項１目衛生費国庫補助金でございますが、予算現額４，７３４万４千円で、調定額、収入済額ともに２，５７４万３千円でございます。これは、平成２５年度から繰越しました広域ごみ焼却施設の基本計画等総合支援業務、測量業務及び地質調査業務に係る循環型社会形成推進交付金でございます。なお、最終処分場の事業費分につきましては、２，１６０万１千円全額を平成２７年度に繰り越しております。３款１項１目繰越金、収入済額３，２７６万６，０９３円は前年度からの繰越金収入でございます。４款１項１目雑入、収入済額６０円は、開示文書交付費でございます。

３２ページをお開きください。歳出でございます。１款 衛生費でございますが、予算現額１億６，３５６万８千円、支出済額７，８８５万９，９０４円、翌年度繰越額６，４８０万５千円、不用額１，９９０万３，０９６円でございます。主な内訳といたしましては、１款１項１目清掃総務費の２節給料、３節職員手当等、４節共済費は、施設整備課職員５名分の人件費でございます。１１節 需用費、予算現額６４万８千円は、ごみ処理広域化推進事業の進捗状況等を市民の皆様へ周知するための、広報紙ふるさと東総特別号の印刷費でございますが、事業の進捗状況から発行を見送ったものでございます。１９節負担金、補助及び交付金の支出済額２０万３，４３９円は、施設整備課事務室として使用している銚子市の庁舎管理費負担金等でございます。

次に、３３ページをご覧ください。１款１項２目施設建設費でございますが、１１節需用費、支出済額５６万６０３円の主な内容は、事務用品等の消耗品費１０万３，８７５円、公用車の燃料費１７万２，９８８円、ごみ処理広域化推進事業に係る地元町内会向けの広報紙等の印刷費２０万３，９９６円でございます。１３節委託料、予算現額１億１，５７０万４千円でございますが、広域ごみ焼却施設関係事業費の前年度からの繰越額が、５，０８９万９千円、現年度分の広域最終処分場関係事業費が６，４８０万５千円となっております。支出済額３，３５５万３，８００円は、前年度繰り越し分の、広域ごみ焼却施設の基本計画等総合支援業務、計画地測量業務及び地質調査業務の経費でございます。なお、広域最終処分場 基本計画等総合支援業務、測量調査及び地質調査の各委託経費６，４８０万５千円は、事業の進捗状況により、平成２７年度に明許繰越しいたしました。１９節 負担金、補助及び交付金は、支出済額２０１万３，８２０円で、野尻町地区広域ごみ焼却施設地元町内会で

の検討や連絡調整等に係る経費に対する補助金でございます。

35ページをお開きください。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございますが、4の翌年度へ繰越すべき財源の（2）繰越明許費繰越額は4,320万4千円で、5の実質収支額は2,091万8千円でございます。一般廃棄物処理事業特別会計については、以上でございます。

続きまして、平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合決算に係る主要な施策の成果について、ご説明いたします。

お手元の決算に係る主要な施策の成果1ページをお開きください。はじめに、一般会計の職員採用試験合同実施事業でございます。決算額は、63万2,391円で、これは、圏域内の関係3市及び一部事務組合の職員採用試験の実施にあたり、試験案内書の作成等の経費節減や採用予定者の資質の均一化を図ることを目的に、合同で実施したものでございます。試験職種は、一般行政職、土木・電気の技術職、保育士職等で、応募者数384名に対しまして、受験者数は334名でございました。

次に、2ページをお開きください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の職員共同研修事業でございます。決算額は、246万2,298円で、これは、関係3市及び一部事務組合の職員を対象に、公務員として執務等に必要な基礎知識を習得し、指導力及び勤務能率の増進が図れるよう、新任職員研修等の9課程の研修を実施いたしました。修了者数は332名でございます。

3ページをご覧ください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の中学生海外派遣研修事業でございます。決算額は、719万6,483円で、これは、諸外国の自然、産業、文化、歴史等を学ぶとともに、現地学生との交歓会を行い国際理解教育の推進を図ったものです。一般団員として、圏域内15校の中学2年生30名、特別団員として、教員4名及び事務局3名が海外研修に参加いたしました。

4ページをお開きください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の銚子連絡道路整備促進事業でございます。決算額は、80万1千円で、これは、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金であり、銚子連絡道路の整備促進を目的に活動しております。平成26年5月20日に旭市いいおかユートピアセンターにおいて、約700名のご参加をいただき、16回目となる地区大会を開催いたしました。また、平成26年5月28日には、地元選出国會議員や国土交通省等への要望活動を実施いたしました。

5ページをご覧ください。一般廃棄物処理事業特別会計のごみ処理広域化推進事業でございます。決算額は、3,688万9,550円で、広域ごみ焼却施設建設の取り組みとして、野尻町地区の皆様に、建設計画へのご理解・ご協力が得られるよう、対策協議会の定期総会や連絡調整会議の開催、先進施設の見学会を実施いたしま

した。また、広域ごみ焼却施設の設計・建設・運営の事業手法を検討する民間活力導入調査や千葉県環境影響評価条例に基づく環境アセス、及び施設の基本計画等を実施するための基本計画等総合支援業務を、平成26年度から29年度の4年総額、1億8,036万円で契約し、各種業務に取り掛りました。この外、建設計画地内の測量調査や地質調査を実施したところでございます。次に、広域最終処分場建設の取り組みといたしまして、住民説明会の開催、全世帯訪問による事業の個別説明、先進施設の見学会を実施し、本年3月に地元対策協議会と、建設計画に係る継続的な協議等を目的とした基本協定を締結したところでございます。

議案第1号から第3号までの補足説明は以上でございます。

○議長（石上允康君） 議案第1号から議案第3号までの補足説明は終わりました。

ここで監査委員を代表して、浅野勝義監査委員から決算審査意見について、報告を求めます。浅野監査委員お願いいたします。

○9番（浅野勝義君） 決算審査についてご報告いたします。平成27年8月4日、東総地区広域市町村圏事務組合会議室において、代表監査委員神原房雄氏と、私、浅野により、事務局立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算並びにふるさと市町村圏基金について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査したところ、各会計の歳入歳出決算は各帳簿との照合の結果、係数は正確であり、内容も正当なものと認定しました。また、証書類も整理されており、収入及び支出についても効率性を十分考慮し適正な執行がなされていました。基金については、その設置目的にそって適正かつ効率的に運用されているものと認めました。東総地区広域市町村圏事務組合 監査委員 浅野勝義。

○議長（石上允康君） 監査委員の報告は終わりました。

続いて、議案第4号及び議案第5号の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鈴木浩昌君） 議案第4号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてご説明いたします。

条例の制定理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項では、一般廃棄物処理施設を設置または変更しようとするときは、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添えて、

都道府県知事に届け出なければならないとされております。また、同条第2項では、その書類は、条例で定めるところにより住民に縦覧し、意見書を提出する機会を付与するものとする規定されております。このことから、これら縦覧の方法等について必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

条例の本文をご覧ください。第1条では、先ほど申し上げました、条例制定の趣旨を、第2条では、対象となる施設の種類を定めております。第3条では、縦覧等の告示の内容を定めております。第4条では、縦覧場所及び、縦覧期間を前条の報告書の縦覧告示の日から30日間と定めております。第5条の意見書の提出先・提出期限は、第4条と同様の場所を規定し、縦覧期間後15日までの期間としております。第6条の環境影響評価との関係では、施設の設置等において環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に該当する手続きを取った場合は、第3条から第5条の手続きを経たものとする、みなし規定を定めております。なお、組合で計画している広域ごみ焼却施設は千葉県環境影響評価条例に基づく手続きを取っているため、このみなし規定の対象となります。第7条は、施設建設の影響を受ける市町村等との協議について規定しています。第8条は、委任規定で、施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。議案第4号の説明は以上でございます。

最後に、議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてご説明いたします。

当組合の監査委員は、知識経験を有する者1名、組合議員から1名の計2名で構成されております。その内、知識経験を有する者として選任されておりました委員の任期が、本年10月2日をもって満了となったことから、その後任者の選任について、組合格約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、後任者が選出されるまでの間、組合格約第14条の規定により現監査委員に職務執行者として対応しているところでございます。監査委員に選任したい者は、旭市二の2085番地1、斉藤馨氏、昭和27年8月29日生まれでございます。なお、委員の任期は、3年間でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案質疑

○議長（石上允康君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第6、議案の質疑を行います。議案第1号から議案第5号までの5議案を順次議題といたします。質疑を行う前に予め申し添えます。質疑回数は、再々質問までと

なっております。又、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

議案第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 議案第1号については、質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 議案第2号については、質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

荻谷進一君。

○8番(荻谷進一君) 33ページの委託料の中で広域ごみ焼却施設建設計画地測量調査業務843万1,560円について確認をしたいのですが、測量の時の近隣同意、立ち会いは全て取れたのでしょうか。2点目、公簿と実測の誤差はどの位あったのでしょうか。最終的に公簿売買にするのか実測売買にするのか。これが3点目。

次に地盤調査地質調査業務についてですが、200万円ですか、終わっていると思うんですが、昨今、問題になっております地盤調査については、面積に対して何か所、それからボーリングの深さは何メートルでしょうか。それによる地盤の大体の報告がなされてもよろしいかと思いますが、その辺を第1回目としてご報告をお願いします。

○議長(石上允康君) 荻谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長(鴨作勝也君) 測量の同意につきましては、全地権者の同意をいただいて立ち会っていただきました。公簿と実測の面積の相違でございますが、手元に資料がございませんので後ほどお示しいたします。購入につきましては、実測の面積での売買を考えております。地質調査業務でございますが、箇所数につきましては3か所でございます。ボーリングの深さにつきましては、手元に資料がございません。申し訳ございません。あと、報告でございますが、この地域は硬い地盤で地質的には良好な地盤だと報告を受けております。以上でございます。

○議長(石上允康君) 他に質疑はありますか。

荻谷進一君。

○8番(荻谷進一君) 公簿面積と実測面積が分らない。ということですが、これは分るんですよ。分っているんですよ。公簿で言う、あの辺は間延びしていると思うんですよ。間延びって解ります。実測による面積と違っているから、誤差もあるし、ま

あ、売りたい人にしたら実測で売った方が公簿よりいい訳ですが、その辺のことがあるものですから、これは税の無税対象ですよ。それも確認しておきたいのと、面積の誤差については、いつ頃報告いただけるのか。確認をください。今、終わりまでできるのか。本来なら決算報告するときには、そこまで資料をもってなければだめだよ。はっきり言って。それが報告書を基に決算をお願いする訳ですから。

それから地盤調査、今、施設整備課長が言った3か所なんですが高台の上であつたらあそこは悪くないんですよ。ところが、あそこ低いところもありますよね。濡みたく葎みたくなっている下の部分、あそこが今回、当該該当地に一部かかっていると思うんですよ。いただいている今までの資料をみると、だから3か所であれだけの施設のコンクリの塊のトン数、何万トンという物を造るわけですから、そういう意味での検査結果を基に何処かで検証はしたんですか。ただ報告書を受けただけなのか、その辺を明確に、昨今、そういう問題がたまたまクローズアップされているんで、慎重を期すべきでありますし、恐らく全部が平坦でなかったと思っております。今回の敷地は。その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（石上允康君） 荻谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 地質調査のボーリング調査の箇所につきましては、コンサルとも十分相談をしながら施設を建設すると想定している箇所を調査しております。まあ、コンサルの見解をもとに調査したということでございます。資料については後日提出いたします。

○8番（荻谷進一君） くれぐれも資料はちゃんと持って、決算の認定ですので。あくまで決算の3議案、1号から3号まで私は反対しませんが、きちっと資料を持って決算議会に臨んでいただきたいと思います。

それでですね、主要施策の説明が先ほど局長からあったので、確認なんです、確かに地区説明会とか研修をもって、かずさクリーンセンターとか茂原の方に行っていたのは良いんですが、こういうものって往々にして結果を行った方々に全部把握して、どういう感触を得たのか中々聴取できていないと思うんですが、これをしたのかどうか。例えばアンケート形式でどうでしたかとか、納得いただけましたかとか、そういう事をやらないと、ただ、やりっぱなしで、失礼な言い方だけど役所は既成事実としてやったらそれでOKだということがあるんですよ。そうではなくて、やったことに対して聴取をしてどういう結果だったか、それに基づいてご理解を代表者にいただいているから、こういう形で随時次の階に移りたいと言うのが本来の検証のあり

方だと思うんですが、その点はどういう形でやったのか。まあ、それが仮に密にやってないものであれば、今後、ちゃんとやっていただけるのか。その点、最後に確認して私の質問を終わります。宜しくお願いします。

○議長（石上允康君） 荻谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 視察に行った際に参加者の皆さんにアンケート調査をとっております。そのアンケート調査につきまして先日森戸町の方で対策協議会を実施したのですが、施設の見学に行った方のアンケート調査につきましても対策協にフィードバックしたりだとか、その様に住民の皆様にごできるだけ広くお伝えするような形でアンケート調査を実施しております。以上でございます。

○8番（荻谷進一君） 我々にもください。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 失礼いたしました。今後その様にいたします。

○8番（荻谷進一君） そうでないという感触なのか判らない。まあ、引継ぎでお願いします。次の課長に。ありがとうございました。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 議案第3号については、質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について、質疑ありませんか。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） それでは、環境調査まあアセスメントに関する縦覧の手続きということでございますが、まあ、こう言うケースは最近、我々議員でも関知しない、やったことが無いと思うんで、そこで確認したいのですが、今回、縦覧をします。仮に縦覧の内容に対して不足資料があった場合は出していただけるかどうか。仮にですよ。こういうものは、出してもらえないんですか。全部オープンにして何も隠し出しする事じゃないから、それはそれでいいと思うんですよ。そうした場合に例えば今後は、これに関してどうだと聞かれた場合に対応するのかな。まず、1点。

2点目、意見書が仮に提出されたとしますよね。意見書については、30日間縦覧した後、15日間以内に出すということですが、その後の扱いはどうするのか。さっき、局長説明無かったですよね。まあ、一応これねーやっぱ出す以上は、例えば意見書が出た場合は、こういうふうにして、どの機関でどういう意見聴取して、どういうことにして、例えばコンサルに報告した中で議会にも報告しなければだめですよ。意見書ですから、議会にも報告した上で、全協ではだめですよ。本会議でちゃんとや

らなければだめ。その上でどういう扱いにするかがまだ明確でないと思うんだけど、局長それ明確になっています。なっていなかったらなっていないでいい、しょうがないから、だけどそういうふうにちゃんと作っておかないと、だめだよ。これだす以上は。それだけ明確にしてください。

○議長（石上允康君） 荻谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 大変申し訳ございません。現時点では、そこまで整っていないのが事実でございます。今後そのようなことが無いよう、しっかり対応してまいります。大変申し訳ございません。

○議長（石上允康君） 荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） まあ、本来であればね、そういう意見が出ちゃうと、通さざる得なくなっちゃうと言うのは本当はあるんですけども、まあ、皆さん議員が同意いただければ、これは通して、やっぱりその段階をきちっと事務局で作って、管理者・副管理者に説明をして、こうなった場合こうですよ。まあ、無いことを願っているのは我々もそうだし、事務局は特にそうだと思っているけれど、ただ、良い方向だけ考えていてもしょうがないので、中には言う方もいますので、そういう意味ではきちっとやっておくべきだと私は思っておりますので、早急に、もし可決したとしても精査をして、その上、議長に報告をして管理者に報告して、きちっとやってください。そのお約束だけしてください。

○議長（石上允康君） 事務局長。

○事務局長（鈴木浩昌君） 速やかに対応し、報告をして行きたいと思っております。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論、採決

○議長（石上允康君） 日程第7、議案に対する討論、採決を行います。

お諮りいたします。

この際、議案第1号から議案第5号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号平成26年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第2号平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第3号平成26年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第4号東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり同意されました。

本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

これにて、平成27年9月 東総地区 広域市町村圏事務組合議会定例会を、閉会いたします。

この後、10分間の休憩後、引き続き全員協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

午後2時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議 長 石 上 允 康

議 員 浅 野 勝 義

議 員 鎌 倉 金